

重要事項等説明書

「ショッピング・プロテクション®・ワイド」＜動産総合保険＞

ご契約に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してお客様に不利益になる事項など、ご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報取扱いについてのご説明となりますので、ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますとともに、ご加入後も加入者証とともに大切に保管くださいますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項などをご確認ください。また、ご不明な点については、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでお問い合わせください。アメリカン・エキスプレスは損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、アメリカン・エキスプレスとご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

※ショッピング・プロテクション®は、アメリカン・エキスプレスの登録商標です。

ショッピング・プロテクション®・ワイド＜動産総合保険＞

ご契約の概要

■商品の仕組み

「ショッピング・プロテクション・ワイド」は、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.（以下、アメリカン・エキスプレスといたします。）を保険契約者として、損害保険ジャパン株式会社（以下、損保ジャパンといたします。）が引受ける動産総合保険契約をもとに提供されます。「ショッピング・プロテクション・ワイド」は、動産総合保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたものです。

■補償の内容

＜補償の概要＞

被保険者が、アメリカン・エキスプレスの発行するカードによって本プラン加入日以降に購入した商品（ただし、以下記載の「除外物件」を除きます。）の偶然な事故（破損、盗難、火災、落雷、破裂、爆発など）の損害について、商品の購入日を含めて91日目の午前0時から365日目の午後12時までの間に発生した事故について補償します。

＜除外物件＞

次に掲げる物は、補償の対象になりません。

- 有価証券、旅行者用小切手、あらゆる種類のチケット、譲渡可能な証書類、現金あるいはそれに準じるもの
- 動物あるいは生きている植物
- 自動車、オートバイ、モーターボート、航空機、ヨット、船舶など（これらに装着されている状態の付属物を含みます。）

■補償の範囲

＜お支払いの対象となる主な場合＞

- 火災　・落雷　・破裂または爆発　・盗難　・破損　・航空機の墜落　・車の飛び込み　・その他偶然な外来の事故による損害

＜お支払いの対象とならない主な場合＞

- 保険契約者、被保険者などの故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険の対象の欠陥、自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動
- 地震、噴火、これらによる津波、水災による損害
- 保険の対象の加工着手（保険の対象に対して加工作業を加えた時をいいます。）後に生じた損害
- 置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害
- 偶然な外来の事故によらない電気的作用または機械の稼働に伴って発生した電氣的または機械的的事故による損害
- 詐欺または横領による損害
- 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣による損害（火災、破裂または爆発事故が生じた場合を除きます。）

■保険金のお支払い

＜保険金のお支払方法＞

保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度に損害額から自己負担額（1回の事故について1万円）を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額が保険価額より低い場合は、保険金額を限度に次の算式により損害保険金をお支払いします。

損害保険金	=	（損害額－自己負担額） ×	$\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$
-------	---	---------------	-----------------------------------

（注1）損害額は、保険価額を基準に定めます。

（注2）全損の場合および火災、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は、損害額から自己負担額を差し引きません。

しかしながら、いずれの場合もこの保険契約において、支払う保険金の額は、保険期間中を通じて以下の金額が限度となります。

＜てん補限度額（保険責任期間中通算）の設定について＞

- てん補限度額（保険責任期間中通算）は、保険責任期間中の保険金の支払限度額となりますので、十分ご確認のうえご設定ください。

ショッピング・プロテクション・ワイド「プラン1」	200万円
ショッピング・プロテクション・ワイド「プラン2」	500万円

- 保険金額が時価額（保険価額）に満たない場合は、事故の際に自己負担額を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。

■保険の責任期間と保険の継続

＜保険の責任期間と保険の継続について＞

保険の責任期間は、アメリカン・エキスプレスが受け付けた加入依頼に基づき、加入依頼をされた日の翌日午前0時にはじまり（以下責任開始日といたします。）、責任開始日から1年後の応当日午前0時までの1年間となります。以降、ご加入者（カード会員ご本人）からアメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンへ、もしくはアメリカン・エキスプレスまたは損保ジャパンからご加入者（カード会員ご本人）へ書面での通知がないかぎり、毎年自動的に継続されます。

なお、損害保険金の支払額が、保険期間中を通じて■**保険金のお支払い**に記載の限度額（「プラン1」：200万円「プラン2」：500万円）以上となった場合は、本保険はその保険金支払いの原因となった損害の発生した時に終了し、継続されません。この場合、保険料は返還されませんので、ご了承ください。

＜加入後の解約について＞

ご加入後の中途における解約のお申し出について、本保険はアメリカン・エキスプレスが解約お申し出を受け付けした日の翌日午前0時が解約日となります。また、ご加入者がカード会員の資格を喪失された場合、本保険は会員資格を喪失した日の翌日午前0時が解約日となります。加入後の解約については、その解約日までが保険の責任期間となります。

■契約申込み条件（保険金額・保険料など）

①加入資格

- アメリカン・エキスプレスのカード会員の方にご加入いただけます。
 - ※加入依頼時のご申告内容によりましては損保ジャパンが申込みをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ※本プランは、会員様お一人につき、1契約がご加入の限度となります。

②被保険者の範囲

- お申込み人本人（カード会員の方）

③他の保険契約がある場合

ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理・無駄のないプランをお選びください。すでにこの保険と同種の内容を補償

する他の保険契約にご加入されている場合は、すべての保険契約をご勘察ください。

※本保険は、他の保険で補償されない部分を補償することを目的としています。補償の対象に損害が発生したときは、まずそちらにご請求くださると同時に、アクシデントヘルプデスクまでご連絡ください。他の保険からの回収金額が損害額に満たない場合、本保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。

④保険金額と保険料

- 保険金額および保険料につきましては、同封のパンフレット・加入者証等をご参照ください。

■継続時の取扱い

継続時において、損保ジャパンが継続契約のお引受けをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、保険料は保険期間（1年間）を通して変わりませんが、継続契約について損保ジャパンが特に認めた場合に、将来に向かって変更される場合があります。

■保険料について

保険料は「アメリカン・エキスプレスのカード会員規約」に基づき、アメリカン・エキスプレスの発行するクレジットカードを通じて、お支払いいただきます。

■解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合には、アメリカン・エキスプレスのメンバーシップ保険デスクまでご連絡ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求することがあります。

＜引受保険会社＞損害保険ジャパン株式会社
金融法人第二部営業第二課
住所 東京都中央区日本橋2－2－10
電話 03－3231－3654
（受付時間：平日9：00～17：00）

（SJ21-05149, 2021/08/05）

ご注意喚起情報

■ご契約締結時における注意事項

＜告知義務＞

被保険者には、本保険へのご加入依頼の際、告知事項について、アメリカン・エクスプレスまたは損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

- 告知事項
 - ・被保険者のご住所、お名前、他の同種の保険契約の有無
 - ※他の同種の保険契約とは、家財を補償する火災保険や携行品を補償する保険などをいいます。

保険契約締結の際に、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

■ご契約締結後における注意事項

＜通知義務・通知事項＞

保険契約締結後、通知事項が発生する場合は、遅滞なくアメリカン・エクスプレスまたは損保ジャパンまで通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、通知いただく必要はありません。

- 通知事項
 - ・被保険者のご住所、お名前

＜重大事由による解除など＞

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- ①保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- ②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

■事故が起こった場合

＜事故の通知＞

事故が起こった場合は、遅滞なくアクシデントヘルプデスクまで通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。被保険者に保険金を請求できない事情がある場合、ご親族のうち所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜保険金のご請求にあたって＞

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例	
<1>	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
<2>	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、盗難届出証明書	など
<3>	時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	修理見積書、写真、領収書、函面（写）、取扱説明書、被害品明細書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）、損益計算書、復旧通知書	など
<4>	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書（写）、保証書	など
<5>	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書	など
<6>	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書	など
<7>	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

（注）事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

＜保険金のお支払時期について＞

前記の表に記載された書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■契約申込みの撤回等について

本契約はアメリカン・エクスプレスを保険契約者とした動産総合保険契約をもとに提供されております。したがいまして、申込み後の契約申込みの撤回等（クーリングオフ）はできませんので、ご注意ください。

保険開始前にお申込みの取り消しをご希望される場合は、アメリカン・エクスプレスのメンバーシップ保険デスクまでお問い合わせください。

■解約（保険加入者の申し出による解除）

保険契約を解約される場合には、アメリカン・エクスプレスのメンバーシップ保険デスクまでお申し出ください。

クレジットカードを解約される場合は、本保険の加入資格も喪失し、脱退（解約）となります。

■保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

■個人情報の取扱いに関する事項

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■その他ご注意いただきたいこと

＜加入者証について＞

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入後1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、アメリカン・エクスプレスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

<p>●商品に関するお問い合わせ アメリカン・エクスプレス メンバーシップ保険デスク</p>	<p>0120-020-345 受付時間 平日9：00～17：00 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）</p>
<p>●事故が起こった場合 アクシデントヘルプデスク</p>	<p>0120-965-530 受付時間 平日9：00～17：00 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）</p> <p>ショッピング・プロテクション・ワイドの事故の件とお申し付けください。</p>
<p>●保険会社との間で問題を解決できない場合 （指定紛争解決機関） 窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」 ※損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p>	<p><ナビダイヤル> 0570-022808 受付時間 平日9：15～17：00 （土・日・祝日・年末年始は休業）</p> <p>※通話料有料</p> <p><公式ウェブサイト>https://www.sonpo.or.jp/</p>

＜引受保険会社＞損害保険ジャパン株式会社
金融法人第二部営業第二課
住所 東京都中央区日本橋2-2-10
電話 03-3231-3654
（受付時間：平日9：00～17：00）

（SJ21-05149, 2021/08/05）